

チャイナタックスアラート

(中国税務速報)

第5回 2026年7月



オフショア信託に係る個人所得税の新規定の施行：税負担の透明化とコンプライアンスの必須化が今後の動向に

概要：

財政部と税務総局は、2026年7月24日付けで2026年第21号「オフショア信託に係る個人所得税の関連事項に関する公告」（以下「21号公告」）を公布した。同公告は、公布日より施行され、オフショア信託の各段階における税務上の責任所在を明確にし、個人所得税の徴収管理の強化を目的としている。

背景

財政部と税務総局は、2026年7月24日付けで「オフショア信託に係る個人所得税の関連事項に関する公告」を公布した。**21号公告**は、公布日より施行され、オフショア信託の各段階における税務上の責任所在を明確にし、個人所得税の徴収管理の強化を目的としている。

■ 適用範囲

国外法規制に基づいて設立された**信託**、又は**信託機能を有する**法的な取り決めに適用される。対象となるオフショア信託には以下のものが含まれる。

- 中国の税收居住者個人（外国籍又は外国居留権を取得したものの、主な経済的利益は中国に由来する個人を含む）が、中国国内外の財産をオフショア信託に預けている場合
- 非居住者個人が、中国国内の財産をオフショア信託に預けている場合
- 非居住者個人が財産をオフショア信託に預けているが、実質的には居住者個人に支配されている場合

■ 税収上の影響

- 納税者は、21号公告の施行日から90日以内に以下のとおり行うものとする。
 - **居住者個人**は、2023年1月1日から2025年12月31日までの間に財産をオフショア信託に預けることにより発生した未払個人所得税、及び2026年1月1日以前に設立したオフショア信託の存続期間中に発生した未払個人所得税について、申告・納付を行う。
 - **非居住者個人**は、2023年1月1日から2026年7月24日までの間に財産をオフショア信託に預けることにより発生した未払個人所得税について、申告・納付を行う。

上記要件を満たした者は、**延滞金を免除**することができる。

➤ 21号公告の対象となるオフショア信託の税務関連段階に関する実施基準は以下のとおりである。

対応税率：20%						
	01	02	03	04	05	06
	信託設立	存続期間収益	分配	分配、贈与、振替、低価格譲渡などの形で信託財産を移転する	信託の終了・清算	居住者の身分変更/非居住者個人による相続
🌐 納税時点	財産を預けた時点	未分配でも毎年申告する必要がある	実際の分配時点（存続期間中に申告された収益を除く）	譲渡時点	清算時	変更又は相続の発生時点
🌐 納税者	設立者（居住者又は非居住者個人）	居住者個人	居住者個人	居住者個人	設立者、受託者又は彼らが指定した国内機関	設立者（居住者個人）
🌐 所得区分	財産譲渡所得	利息・配当・割増配当所得 又は 財産譲渡所得	利息・配当・割増配当所得	財産譲渡所得	利息・配当・割増配当所得	利息・配当・割増配当所得
🌐 課税所得額	財産を預けた時点の市場価値 - 取得原価 - 合理的な費用	■ 財産譲渡所得= 所得額 - 財産取得原価 - 合理的な費用 ■ その他は実際の所得に基づく	実際の分配金額	財産移転時点の市場価値 - 取得原価 - 合理的な費用 ¹	清算収益=終了時点の信託財産の市場価値 - 取得原価 - 合理的な費用	変更又は譲渡日の信託財産の市場価値 - 取得原価

1. オフショア信託関連者への財産移転から生じる損失額は、「財産譲渡所得」の課税所得額と相殺してはならない。

- **税額控除と猶予期間：** 国外で納付された個人所得税は控除できる。2023-2025年の間の未払税金には90日間の猶予期間があり（2026年7月24日から起算）、延滞金は課されない。高額な税額の場合は追徴期間を延長でき、2023年以前まで遡ることもできる。
- **申告期間：** 居住者個人は翌年3月1日から6月30日まで申告するものとする。非居住者個人は翌月15日以内に申告するものとする。
- **税務検査と処罰：** 申告しなかったり、申告が遅れたりした場合、延滞金、追徴課税、法的責任を負担することとなる。
- **租税回避防止策：** 居住者個人が実質的に支配しているオフショア信託は、その行為は当該個人の行為と見なされる。居住者又は関連者に経済的利益を提供する場合、収益獲得と見なされて課税される可能性がある。明らかな租税回避の取決めは税務機関によって調整される。

21号公告は、中国が居住者個人の全世界所得を対象に課税する原則を反映したものであり、租税徴収の公平性と制度の確実性の向上を目的としている。オフショア信託の税負担がより透明となり、コンプライアンス強化につながる。

資産分散と財産の相続を目的とするオフショア信託の仕組みは、その税負担はより透明となり、より厳格なものとなっている。**21号公告**の主な焦点は以下のとおりである。

- **適用範囲の明確化が必要**：本公告で言及されたオフショア信託には、国外の金融規制の対象であり、一般に公開され、独立して運営されている銀行、保険、証券、ファンドなどの金融機関が発行する商品は含まれない。
- **複数段階における税務関連事項**：個人は、財産の預け入れ、信託の存続、収益の分配などのいずれの段階においても税負担が発生する可能性があり、全体的な税務コストが高いため、事前に税務関連影響を評価されるよう提案する。2023年1月1日以前にオフショア信託に預け入れた財産に係る税金は追徴されない。
- **注意すべき国外法人の責任**：財産が国外法人を経由してオフショア信託に移転された場合でも、当該法人が実質的に居住者個人に支配されている場合、居住者個人は関連する納税義務を負う必要がある。21号公告では、合理的な商業目的と実質的な経営活動を有する組織が除外されたものの、「合理的な商業目的」及び「実質的な経営」に関する判断基準のさらなる明確化が待たれる。
- **明確にされていない申告地**：実務において、国内の生産経営企業の登録地、国内財産の所在地、個人の国内における常居所などの要素に基づいて総合的に判断する必要がある。
- **信託の分配**：非居住者個人が預け入れたオフショア信託に以下の状況が存在する場合、関連居住者個人への収益分配と見なされ、**当該居住者個人**は個人所得税を申告・納付する必要があることが明確にされている。
 - 債務支援：信託財産を居住者個人の債務のために抵当、担保、貸付金として提供し、かつ同年度の年末までに解除又は返還されていない場合。
 - 費用と利用：経費の立替、又は信託財産の無償若しくは明らかな低価格での利用許可。
 - 間接的な利益：第三者を通じて、居住者個人に財産を移転したり、費用を支払ったり、その他の経済的利益を提供したりする場合。
 - 関連者の受益：居住者個人の関連者、又はその支配下にある/実質的に受益する組織に上記の利益を提供する場合。
- **明確に定義されていない合理的な費用**：課税所得額の計算において、合理的な費用として控除できる費用を明確にしていない。実務において、納税者は申告のコンプライアンス遵守を確保するため、事前に主管税務機関と相談し、控除可能な費用の具体的な範囲と金額を確認する必要がある。
- **追徴期間の延長**：居住者個人が2023年から2025年までの間に、非居住者個人が2023年から**21号公告**の公布日までの間に、財産をオフショア信託に預け入れたことにより発生した未払税金、及び当該信託の存続期間中に発生した未払税金について、2026年7月24日から起算して90日以内に申告・追納することができ、延滞金は課されない。税額が高額な場合、税務機関は追徴期間を延長でき、2023年以前まで遡することもできる。
- **税金の分割納付の可能性**：税額が高額な場合、必要な書類を事前に準備し、**税金の分割納付**を申請できる（最長5年間）。
- **クロスボーダー納税**：クロスボーダー納税を行う必要のある納税者は、正規ルートを通じて関連政策を適時に把握し、期限内にコンプライアンス遵守を前提とした納税を行うことを確保する必要がある。

クロスボーダー資産配分を行う納税者には、以下の対策を提案する。

1. 全面的な自己点検と評価

- 個人の税収居住者の身分を確定する。
- 設立済みのオフショア信託を点検し、信託契約、資産リスト及び関連記録を集計する。
- 過年度の税務申告状況を再確認し、未申告の課税対象項目があるかどうかを特定する。

以下の要件に該当する個人は、**2026年10月22日までに未払個人所得税の申告・納付を完了する必要がある、延滞金は免除される。**

居住者個人

- **2023年1月1日から2025年12月31日までの間**：財産をオフショア信託に預け入れたことにより未払個人所得税が発生した所得
- **2026年1月1日以前に**、オフショア信託の存続期間中に発生した収益
- **2026年1月1日以前に**、非居住者のオフショア信託から受け取った分配金

非居住者個人

- 2023年1月1日から2026年7月24日までの間、財産をオフショア信託に預け入れたことにより未払個人所得税が発生した所得

2. 今後の取決めについて慎重に計画する

- 設立予定のオフショア信託について、事前に税務上の影響を評価し、税負担を合理的に見積もる。
- 政策に対する理解の齟齬によって引き起こされる後続の高額な税務コストやコンプライアンスリスクを回避する。

3. 専門家のサポートを求める

- 必要に応じて、専門チームと連携し、コンプライアンス戦略とリスクコントロール計画を策定することにより、クロスボーダー資産配分が税法要件に準拠していることを確保する。

21号公告の公布は、中国のオフショア信託に対する税務監督管理が新たな段階に入ったことを示し、税負担の透明化、申告の常態化、コンプライアンスの必須化が今後の動向となる。関連する納税者及び企業は高度に重視し、政策の変更に適時に対応し、潜在的な税務リスクを回避する必要がある。

KPMG中国は、今後も関連政策の動向に注目して参ります。企業並びに個人の方々は、最新の情報と専門的サポートに関して、KPMGまでお気軽にお問い合わせください。

お問合せ先

華中・華東地域

Hayashida Hironori 林田 弘徳

Partner パートナー

Email: hironori.hayashida@kpmg.com

Chen Vivian 陳 蔚

Partner パートナー

Email: vivian.w.chen@kpmg.com

Xu Jie 徐 潔

Partner パートナー

Email: jie.xu@kpmg.com

Yang Sky 楊 佳枚

Partner パートナー

Email: sky.yang@kpmg.com

Wang Zhewei 王 哲蔚

Partner パートナー

Email: zhewei.wang@kpmg.com

Morimoto Tadashi 森本 雅

Partner パートナー

Email: tadashi.morimoto@kpmg.com

Takahashi Hoshiyuki 高橋 星行

Partner パートナー

Email: hoshiyuki.takahashi@kpmg.com

華北地域

Li Lisa 李 輝

Partner パートナー

Email: lisa.h.li@kpmg.com

華南地域

Inanaga Shigeru 稲永 繁

Partner パートナー

Email: shigeru.inanaga@kpmg.com

Chen Vivian 陳 蔚

Partner パートナー

Email: vivian.w.chen@kpmg.com

kpmg.com/cn/socialmedia



For a list of KPMG China offices, please scan the QR code or visit our website:
<https://kpmg.com/cn/en/services/tax/hong-kong-tax-services/hk-tax-insights.html>



For a list of KPMG China offices, please scan the QR code or visit our website:
<https://kpmg.com/cn/en/about/office-locations.html>

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2026 KPMG Huazhen LLP, a People's Republic of China partnership, KPMG Advisory (China) Limited, a limited liability company in Chinese Mainland, KPMG, a Macau SAR partnership, and KPMG, a Hong Kong SAR partnership, are member firms of the KPMG global organisation of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

© 2026 KPMG Tax Services Limited, a Hong Kong SAR limited liability company and a member firm of the KPMG global organisation of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved. Printed in Chinese Mainland.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organisation.